

令和3年9月10日

保護者の皆様

こども教育保育課長
(公印省略)

緊急事態宣言措置の延長に伴う就学前教育保育施設の対応について【第65報】

平素より新型コロナウイルス感染症予防対策に、御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、緊急事態宣言の延長に伴い、別紙のとおり「特措法に基づく緊急事態措置に係る沖縄県対処方針」の変更がありますので、お知らせいたします。

なお、【第63報】に基づき実施しておりました「特別保育」については、国県の感染症対策や感染状況等を勘案し、予定のとおり9月12日(日)を以って、終了いたします。

今回、特別保育は終了しますが、就学前教育保育施設の感染状況等について引き続き留意する状況にあることから、感染症対策の徹底等、下記のとおりご対応くださるようお願い申し上げます。

※本決定事項は9月10日時点のものであり、今後の状況により変更もあり得ることを申し添えます。

記

1 感染症対策の徹底について

別紙「緊急事態宣言に伴う就学前保育施設の対応について」(令和3年8月6日変更)のとおりご確認ください。

同感染症の傾向として、こどもの症例として、微熱で一日、もしくは数時間で解熱したケースや下痢症状が続いていたケースの報告を数多く受けております。そのため、発熱がある場合は、解熱後24時間は自宅にて様子を見ていただくとともに、登園の可否については、医師に判断を仰いでください。下痢等の体調不良が継続する場合も、同様に登園について医師にご相談ください。

また、施設内感染の主な推定感染経路は、家庭内感染となっておりますので、同居家族で体調が優れない方がいる場合は、可能な限り登園や出勤を控えていただくとともに、別紙の「家族に感染が疑われる場合における家庭内感染防止チラシ(家庭用、子ども用)」のとおりご対応ください。

2 実施期間

令和3年9月13日(月)～9月30日(木)